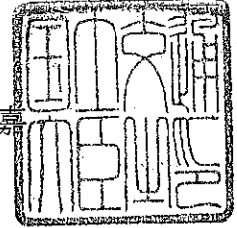


# 諮問文及び諮問理由

国道総第174号  
令和3年7月19日

社会資本整備審議会  
会長 進藤 孝生 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



諮 問

道路事業（別紙の事業）の有料投資額の変更について、ご意見を承りたい。

(別紙)

[有料投資額の変更]

事業名	
一般国道17号 <small>しんおおみやあげお</small> 新大宮上尾道路	<small>よの あげお みなみ</small> 与野～上尾南

## 諮問理由

社会資本整備審議会道路分科会第3回事業評価部会（平成23年5月27日開催）において、一般国道での有料道路事業の活用に関し、事業の責任分担やプロセスを明確化するため、事業主体・施行区分の検討又は有料投資額の変更（約1割以上）に際して、社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会で意見聴取するとされたところ。

以上を踏まえ、有料投資額の変更を行うため、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。

国社整審第26号  
令和3年7月21日

道路分科会  
分科会長 石田 東生 殿

社会資本整備審議会  
会 長 進藤 孝生

道路事業の有料投資額の変更について（付託）

令和3年7月19日付国道総第174号により当審議会に諮問された道路事業の有料投資額の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、道路分科会に付託します。